和解について

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋製造管理業務委託において、受注者である和解の相手方による指定ごみ袋の製造遅延(以下「本件製造遅延」という。)が発生したことにより、発注者である本組合が令和4年9月26日から同年10月28日までの間に行った指定ごみ袋の臨時措置(以下「本件臨時措置」という。)に要した費用に係る損害賠償について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、次のとおり和解することについて、議会の議決を求める。

1. 和解の相手方

大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1番14号 住友生命新大阪北ビル13F 株式会社G-Place 大阪支店 支店長 古川 輝雄

2. 和解の内容

- (1) 相手方は、本組合に対して、本件製造遅延による損害賠償債務として、次のア 及びイに掲げる費用の合計金1,618,192円の支払義務があることを認め る。
 - ア 本件臨時措置の開始前及び終了前に名張市内の全戸に配布するために印刷したチラシの印刷費用(198,000円)及び当該チラシを配布するために要した費用(1,050,192円)
 - イ アに掲げるもののほか、本件臨時措置に要した事務費(370,000円)
- (2) 相手方は、(1) の合計金1, 618, 192円を令和5年7月末日限り、本組合の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。なお、この振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 本組合と相手方との間には、本件製造遅延に関し、本合意事項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和5年 5月31日提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 北川 裕之